

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年4月24日現在

福島県	出荷制限	措取制限	
原乳	2市6町3村 ^{※1}	—	
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市5町2村 ^{※2}	1市5町2村 ^{※2}	
結球性葉菜類 (キャベツ等)			
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		—	
カブ			
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町		
	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)	—	
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—	
野菜類	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市 いわき市 楢葉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	うど(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、川内村、葛尾村	—
	くさでつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、楢葉町、大玉村、葛尾村	—
	(くさでつ(こごみ) (野生のものに限る。))	会津美里町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
	ぜんまい	二本松市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村	—
	ぜんまい(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	—
穀類	うわばみそう(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	—
	ふき(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村	—
	わらび(野生のものに限る。)	二本松市、広野町	—
	ウメ	南相馬市	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市	—
	キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉栗岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—
雜穀	小豆	福島市(旧大笠生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) (ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆を除く。)	—
	大豆	福島市(旧田代村の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。)	—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浜川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうら東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	水産物3種 ^{※7}	最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上官福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた沿岸	—
肉	牛の肉 ^{※8}	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イシジの肉	全域	6市10町4村 ^{※9}
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉町	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

福島県農林水産局(平成23年4月30日付指揮令)により設定された農地範囲を除く区域(限界)、川原町(平成25年3月7日付指揮令)により設定された農地範囲を除く区域(限界)、柏原町・當面町(平成25年3月7日付指揮令)により設定された農地範囲を除く区域(限界)、大熊町(平成4年1月30日付指揮令)により設定された農地範囲を除く区域(限界)、東郷町(平成25年5月7日付指揮令)により設定された農地範囲を除く区域(限界)、須坂町(平成25年3月7日付指揮令)により設定された農地範囲を除く区域(限界)、葛岡町(平成24年3月10日付指揮令)により設定された農地範囲を除く区域(限界)、葛尾村(平成24年3月15日付指揮令)により設定された農地範囲を除く区域(限界)に限る)。

※7 アイヌ、アシリタヌラム、イオナヌ、ウタヌベ、ウミタガ、エゾイソイナム、カサゴ、キツネベリ、クロウシタヌ、クロイ、クロイ、ケムシカジカ、コシモンカヌベ、サクラマス、サプロウ、シロメバル、スズキ、ナガツカ、ヌマガレイ、バハラレイ、ヒガング、ヒラヌ、ホヌガレイ、マヌナヌベリ、マゴチ、マツカベ、ムツイヌ、ビスガヌ

※8 当該県において飼養されている牛について、黒外への移動（10月未満の牛の子のを除く）及び畜産場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年4月24日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	たけのこ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
雑穀	わらび(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
水産物	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
肉	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	牛の肉*
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 仙台市、登米市、大崎市、大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	たけのこ	栗原市、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	たらのめ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大溝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、瀬川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	アユ(養殖を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	たけのこ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスペ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれららの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年4月24日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	壬生町、那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	たけのこ	日光市、大田原市、矢板市、那須町 くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。) 大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	水産物	イワナ(養殖を除く。) 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	肉	牛の肉* 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 イノシシの肉 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 シカの肉 全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	たけのこ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	ウナギ
肉	イノシシの肉	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	こしあぶら	長野市、中野市、軽井沢町、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年4月24日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年4月24日現在

福島県		出荷制限
米 (平成26年度)		福島県南相馬市 (平成24年3月30日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。)、川俣町 (平成25年8月7日付け指示により設定された居住圈区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、猪瀬町、富岡町 (平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。)、大熊町 (平成24年1月10日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。)、浪江町 (平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。)、川内村 (平成24年3月7日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。)、猪瀬町 (平成24年6月15日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。) (他の定める管理制度に基づき管理される場合は出荷制限の対象から除く。)
穀類		H28.3.20~: その他、東川町 (平成25年6月7日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。)、猪瀬町、富岡町 (平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。)、浪江町 (平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。)、大熊町 (平成24年11月30日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。)、川内村 (平成24年3月7日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。)、猪瀬町 (平成24年6月15日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。) (他の定める管理制度に基づき管理される場合は出荷制限の対象から除く。)
米 (平成27年度)		H27.3.20~: その他、東川町 (平成25年6月7日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。)、猪瀬町、富岡町 (平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。)、浪江町 (平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。)、大熊町 (平成24年11月30日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。)、川内村 (平成24年3月7日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。)、猪瀬町 (平成24年6月15日付け指示により設定された待避圈避難区域を除く区域に限る。) (他の定める管理制度に基づき管理される場合は出荷制限の対象から除く。)
イカナゴの稚魚		H23.4.20~H24.6.22解除: 全域 H23.6.8~: 新元気、猪瀬川及び小野川周辺及びこれらの間に流入する河川、長瀬川(鹿川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。)
ヤマメ(稚稚を除く。)		H23.8.17~: 新田川(支流を含む。) H24.3.29~: 新田川(支流を含む。) H24.3.29~: 大田川(支流を含む。) H24.4.6~: 鹿川(支流を除く。) H24.4.24~: 猪瀬代河(猪瀬代河に流入する河川(支流を含む。ただし鹿川を除く。)及び日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)) H24.6.7~H25.7.30解除: 猪瀬川の久慈川(支流を含む。)
ウグイ		H23.8.17~: 高瀬川(支流を含む。) H23.8.27~: 阿武隈川のうち大ダムの下流(支流を含む。) H24.3.29~: 大木川(支流を含む。) H24.4.24~: 鹿代河、猪瀬川及び小野川周辺及びこれらに流入する河川、高瀬川(鹿川との合流点から上流部分に限る。) H24.5.24~H26.10.24解除: 猪瀬川の只見川(のうち大ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)) H24.5.31~H24.9.19解除: 猪瀬川(支流を含む。)
ウナギ		H24.4.24~H26.8.25解除: 只見川のうち名ダムから上流ダムの間(支流を含む。) H24.4.24~H26.12.11解除: 只見川のうち上流ダムの下流(支流を含む。) H24.4.24~H27.1.14解除: 日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流(支流を含む。ただし、東ダムの上流を除く。))
アユ(稚稚を除く。)		H24.4.24~: 新元気、小野川周辺及び猪瀬代河(これらに流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち名ダム下流(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム下流(支流を含む。)、長瀬川(鹿川との合流点から上流の部分に限る。)並びに日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東ダムの上流を除く。))
イワナ(稚稚を除く。)		H24.4.24~: 新元気、小野川周辺及び猪瀬代河(これらに流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム下流(支流を含む。)、長瀬川(鹿川との合流点から上流の部分に限る。))
コイ(稚稚を除く。)		H24.8.19~: 福島県内の阿武隈川のうち大ダムの下流(支流を含む。)
フナ(稚稚を除く。)		H24.4.27~: 新元気、小野川周辺及び猪瀬代河(これらに流入する河川(支流を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに長瀬川(鹿川との合流点から上流の部分に限る。)
アヒメ		H24.8.10~: 福島県内の阿武隈川のうち大ダムの下流(支流を含む。)
アカシタビラメ		イカナゴ(稚魚を除く。)
イシクゲイ		ウスメリ
ウミナゴ		エゾノイアイナメ
ウツネヒバル		キツネヒバル
クロソイ		クロソイシタ
クロダイ		クロダイ
ケムシジカ		コモクカスベ
サクラマス		サクラマス
サブロウ		シロメバル
スズキ		スマギ
スマギ		ハジカゲイ
ヒガシフグ		ヒガシフグ
ヒラメ		ホシガレイ
マダラ		マダラ
マコレイ		マコレイ
マゴイ		マゴイ
ムラサイ		ムラサイ
ヒノミガイ		ヒノミガイ
アカシエリ		アカシエリ
スケウラウラ		スケウラウラ
マガレイ		マガレイ
ナガハク		ナガハク
マツカワ		マツカワ
ホシザメ		マツカワ
ショウサイグ		ホシザメ
サヨリ		H24.8.22~: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城兩県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
カサゴ		H24.8.22~H26.12.17解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城兩県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城兩県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ユメサゴ		H24.8.22~H26.4.16解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城兩県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城兩県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ホウボウ		H24.6.22~H26.7.9解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城兩県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城兩県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
キタムラサキウニ		H24.7.26~H27.2.18解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城兩県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城兩県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マダラ		H24.8.22~H26.10.15解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城兩県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城兩県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ムシガレイ		H24.6.22~H27.2.24解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城兩県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城兩県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ニベ		H24.6.22~H27.4.2解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城兩県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城兩県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
メイタガレイ		H24.6.22~H27.4.2解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城兩県界の正東の線、我が国撃他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城兩県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
牛の肉		H28.7.19~H28.8.23一部解除: 全域 (他の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)
イノシシの肉		H23.11.2~: 猪苗町市、南相馬市、広野町、猪瀬町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、高岡村、猪瀬村 H23.11.2~: 猪苗町市、二本松市、伊達市、木原市、鶴来町、高見町、川俣町、大玉村
内肉		H23.5.12~: 那須市、猪苗町市、田村町、白河市、いわき市、鮫石町、石川町、猪瀬町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、猪瀬町、矢来町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉郷村、中島村、鉢川村
カルガモの肉		H25.1.30~: 鮫城
牛の肉		H25.1.30~: 鮫城
クマの肉		H23.12.2~: 鮫城市、二本松市、伊達市、木原市、那須市、猪苗町市、田村市、白河市、猪瀬町、猪瀬町、三春町、小野町、鮫石町、石川町、猪瀬町、古殿町、三島町、金山町、会津美里町、北佐原村、猪瀬村、昭和村、下郷町、只見町、南会津町、北郷村、猪瀬村、昭和村、下郷町、大玉村、天栄村、三川村、平田村、西郷村、泉郷村、中島村、鉢川村
ノウサギの肉		H24.7.27~: 会津若松市、喜多方市、西会津町、猪瀬町、南会津町、金津坂下町、猪瀬町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北郷村、猪瀬村
ヤマドリの肉		H25.1.30~: 鮫城
		H24.11.19~: 鮫城

※ **■**の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年4月24日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~: 十和田市、青森市 H24.10.30~: 青森市 H25.1.1~: 鎌ヶ岡町
水産物	マダラ	H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県東通村尻崎灯台と北海道函館市忠山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
たけのこ		H24.5.31~: 一関市、奥州市 H24.6.30~: 鹿角市
		H24.6.12~: 一関市、奥州市
		H24.4.19~H27.4.10~: 鹿角市、住田町
		H24.4.20~H27.4.10~: 鹿角市、大船渡市
		H24.4.28~H27.4.10~: 鹿角市、平泉町
		H24.6.7~: 金ヶ崎町
		H24.5.7~H27.4.10~: 遠野市
		H24.5.7~H28.10.7~: 遠野市、花巻市、北上市、山田町
		H24.5.10~H28.4.3解除: 薩摩川
		H24.10.18~: 大船渡市、盛岡市 H24.10.23~: 鹿角市 H24.11.2~: 一関市、奥州市
原木(木(露地栽培))		H24.10.11~: 一関市、鶴巣高田市、平泉町 H24.10.18~: 盛岡市 H24.10.29~: 鹿角市 H24.5.17~: 大船渡市、金ヶ崎町 H24.5.17~: 一関市、大槌町 H25.10.9~: 住田町
		H24.5.10~: 奥州市、花巻市 H24.5.14~: 遠野市
		H24.5.15~: 盛岡市 H24.5.18~: 住田町 H25.5.9~: 北上市
		H25.5.18~: 遠野市
		H24.5.30~: 一関市、奥州市
		H24.5.18~: 住田町
		H24.5.17~: 奥州市、鶴巣高田市
		H25.5.17~: 一関市 H25.5.18~: 盛岡市
		H24.5.19~: 一関市、奥州市
		H24.5.19~: 住田町
野菜類		H24.5.18~: 奥州市、鶴巣高田市 H24.10.11~: 一関市、鶴巣高田市、平泉町 H24.10.18~: 盛岡市 H24.10.29~: 大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7~: 一関市 H25.10.9~: 住田町
		H24.5.10~: 奥州市、花巻市 H24.5.14~: 遠野市
		H24.5.15~: 盛岡市 H24.5.18~: 住田町 H25.5.9~: 北上市
		H25.5.18~: 遠野市
		H24.5.30~: 一関市、奥州市
		H24.5.18~: 住田町
		H24.5.17~: 奥州市、鶴巣高田市
		H25.5.17~: 一関市 H25.5.18~: 盛岡市
		H24.5.19~: 一関市、奥州市
		H24.5.19~: 住田町
種類		H28.1.4~H25.2.4~: 一関市(旧磐石水村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.13~H26.4.11解除: 薩摩川(旧洪川村の区域に限る。)、一関市(旧大船渡村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.20~H26.4.11解除: 奥州市(旧衣川村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
		H24.10.25~: 最大高潮時海岸線上岩城郡西目屋村の正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.11.8~: 最大高潮時海岸線上岩城郡西目屋村の正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.5.2~H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩城郡西目屋村の正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H25.6.4~H25.6.30解除: 最大高潮時海岸線上岩城郡西目屋村の正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県島最大高潮時海岸線に至る線
		H24.5.11~H25.6.30解除: 美保川(旧高瀬川)海岸線上岩城郡西目屋村の正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線
		H24.5.11~H27.3.10解除: 岩手県内の北上川のうち四十田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石溜ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田舎ダムの上流、網切ダムの上流及ひ早池峰ダムの上流を除く。)
		H24.6.12~H26.7.31解除: 気仙川(支流を含む。)
		H24.5.11~H26.8.25解除: 大川(支流を含む。)
穀類		H23.8.1~H23.8.25~: 一関市(旧磐石水村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
		H24.9.10~: 金城
		H24.7.28~: 金城
		H24.10.22~: 金城
水産物		出荷制限
ズスキ		H24.10.25~: 最大高潮時海岸線上岩城郡西目屋村の正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.11.8~: 最大高潮時海岸線上岩城郡西目屋村の正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H24.5.2~H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩城郡西目屋村の正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		H25.6.4~H25.6.30解除: 最大高潮時海岸線上岩城郡西目屋村の正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県島最大高潮時海岸線に至る線
		H24.5.11~H25.6.30解除: 美保川(旧高瀬川)海岸線上岩城郡西目屋村の正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線
		H24.5.11~H27.3.10解除: 岩手県内の北上川のうち四十田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石溜ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田舎ダムの上流、網切ダムの上流及ひ早池峰ダムの上流を除く。)
		H24.6.12~H26.7.31解除: 気仙川(支流を含む。)
		H24.5.11~H26.8.25解除: 大川(支流を含む。)
		H24.5.11~H27.3.10解除: 仙井川(支流を含む。)
		H24.5.11~H28.4.3解除: 金城(支流を含む。)
水産物		H24.5.1~H27.4.24解除: 白石市
		H24.5.1~H27.4.24~: 丸森町(下記の区域を除く。)
		H24.5.1~H26.4.17解除: 丸森町(旧耕野村の区域に限る。)
		H24.5.1~H27.4.24解除: 丸森町(旧丸森町及び旧小斎村の区域に限る。)
		H24.6.22~: 葉原町
		H24.1.18~: 白石市、角田市
		H24.3.2~: 丸森町
		H24.3.15~: 鶴町
		H24.4.5~: 村田町
		H24.4.11~: 気仙沼市、南三陸町
野菜類		H24.4.12~: 楢原市
		H24.4.19~: 石巻市
		H24.4.20~H27.4.10~: 大崎市
		H24.4.26~: 東松島市
		H24.4.25~H28.8.28~: 仙台市
		H24.4.27~: 名取市、加美町
		H24.5.7~: 川崎町、富谷町
		H24.5.9~: 色麻町
		H24.5.10~: 七ヶ宿町
		H24.5.10~: 大崎町
野菜類		H24.4.27~H27.2.18~: 仙台市
		H24.5.7~H27.2.18~: 仙台市
		H24.5.18~: 大崎町
		H24.5.18~: 仙台市、大崎市
		H24.5.24~: 仙台市
		H24.4.27~: 大崎市、南三陸町
		H24.5.11~: 気仙沼市、七ヶ宿町
		H24.5.17~: 大和町
		H24.5.17~: 仙台市、南三陸町
		H24.5.25~: 仙台市、栗原市、大崎市
野菜類		H24.5.24~: 仙台市、栗原市
		H24.4.27~: 大崎市、栗原市
		H24.5.11~: 加美町
		H24.5.11~: 気仙沼市、七ヶ宿町
		H24.5.17~: 大和町
		H24.5.17~: 仙台市、栗原市
		H24.5.25~: 仙台市、栗原市、大崎市
		H24.5.25~: 仙台市、南三陸町
		H24.5.25~: 仙台市、栗原市、大崎市
		H24.5.25~: 仙台市、栗原市、大崎市
種類		H25.1.4~H25.3.15~: 栗原市(旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
		H26.5.19~解除: 栗原市(旧金田村の区域に限る。)
		H26.5.19~: 仙台市(旧磐石水村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.12.14~H26.2.25解除: 大崎市(旧一里村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
		H24.5.1~H25.2.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線
水産物		H24.5.1~H25.1.17解除: クロダイ(1尾の重量1キログラム未満のものに限る。)
		H24.5.1~H25.1.17解除: クロダイ(1尾の重量1キログラム未満のものに限る。)
水産物		H24.5.30~H25.4.1解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線
		H25.6.4~H25.8.30解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線
		H24.5.1~H25.5.17解除: ヒラメ(1尾の重量1キログラム未満のものに限る。)
水産物		H24.5.1~H25.5.17解除: マダラ(1尾の重量1キログラム未満のものに限る。)
		H24.5.1~H25.5.17解除: ヒガシマフグ(1尾の重量1キログラム未満のものに限る。)
水産物		H24.5.1~H25.5.17解除: アユ(養殖を除く。)
		H25.6.27~H25.12.25解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、白鰐海岸より上流の白石川(支流を含む。)
		H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、白鰐海岸より上流の白石川(支流を含む。)
		H24.5.14~: 大崎川の大倉ダより上流(支流を含む。)及び名取川の抜根大湖の上流(支流を含む。)
		H24.5.24~: 三瀬川のうち耕野ダムの上流(支流を含む。)及び鶴川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに豊川4号堰堤の上流(支流を含む。)
		H24.5.28~: 江戸川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)及び豊川(支流を含む。)
		H24.6.22~: 一瀬川のうち花瀬ダムの上流(支流を含む。)及び豊川(支流を含む。)
		H24.6.27~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)
		H24.6.22~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)
		H24.6.22~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)
水産物		H24.5.1~H25.3.15~: 牛の肉(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
		H23.7.28~H23.8.1~: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
		H24.5.22~: 角田市、丸森町、山元町
		H24.6.25~: 金城(上記地域を除く。)
		H24.6.25~: 金城(大川の上流を除く。)
		H24.6.25~: 金城(支流を含む。)
水産物		H24.5.1~H25.3.15~: イシジの肉(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
		H24.5.22~: 角田市、丸森町、山元町
		H24.6.25~: 金城(上記地域を除く。)
		H24.6.25~: 金城(大川の上流を除く。)
		H24.6.25~: 金城(支流を含む。)
		H2

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年4月24日現在

山形県		出荷制限
肉	カマの肉	H24.9.10～: 全域
秋田県		出荷制限
原乳		H23.2.23～4.10解除: 全域
ホウレンソウ		H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地域を除く。)
		H23.3.21～6.1解除: 北茨城市、高萩市
カキナ		H23.3.21～4.17解除: 全域
バセリ		H23.3.23～4.17解除: 全域
		H24.4.6～: 湯瀬市、小美玉市
		H24.4.6～H27.4.17解除: つくばみらい市
たけのこ		H24.4.13～: 石巻市、龍ケ崎市、茨城町、利根町
		H24.4.13～H27.4.17解除: 守谷市
		H24.4.13～H27.4.24解除: 取手市
野菜類		H24.4.19～: ひたちなか市、鈴木町、東海村
		H24.4.20～: 北茨城市、大洗町
原木シイタケ(露地栽培)		H23.10.14～: 土浦市、行方市、鈴木町、小美玉市
		H23.11.10～: 茨城町、阿見町
		H24.4.6～: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市
原木シイタケ(施設栽培)		H23.10.14～: 土浦市、鈴木町
こしあぶら		H24.5.2～: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。)
		H24.5.10～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)
イシガレイ		H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特許的經濟水城の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ズスキ		H24.7.5～H25.8.2解除: 北緯36度38分の線、我が国特許的經濟水城の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域
シロメバツ		H24.4.13～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特許的經濟水城の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ニベ		H24.4.17～H26.5.14解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特許的經濟水城の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マダラ		H24.4.17～H25.8.2解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特許的經濟水城の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒラメ		H24.4.17～H27.2.5解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特許的經濟水城の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
コモンカスベ		H24.6.1～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特許的經濟水城の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アメリカマツ(養殖を除く。)		H24.4.17～: 鹿ヶ谷、北浦及び利根運河及びこれらとの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
ギンブナ(養殖を除く。)		H24.4.17～H27.3.24解除: 鹿ヶ谷、北浦及び利根運河並びにこれらとの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
ウナギ		H24.5.7～H26.1.30: 茨城県内の那珂川(支流を含む。)
		H26.11.12～: 茨城県内の利根川のうらぬ太川の下流(支流を含む。)
肉	イシシの肉	H23.12.2～H23.12.21(一部解除): 那珂川(支流を除く) 検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～H25.11.1解除: 結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、みたちなか市、鹿嶼市、湯瀬市、守谷市、筑西市、鶴巻市、かすみがうら市、桜川市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
		H23.6.2～-10.18解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町
		H23.6.2～H24.4.9解除: 大子町
		H23.6.2～H24.5.23解除: 常陸大宮市、常陸大宮町
		H23.6.2～H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町
		H23.6.2～H24.7.24解除: 水戸市
		H23.6.2～H24.8.20解除: 高萩市
		H23.6.2～H24.9.12解除: 日立市
		H23.6.2～H24.10.5解除: 鹿嶼町
		H23.6.2～H24.10.11解除: つくば市
		H23.6.2～H25.4.3解除: 牛久市
		H23.6.2～H25.5.29解除: 土浦市、北茨城市、笠間市
		H23.6.2～H25.6.17解除: 小美玉市
栃木県		出荷制限
ホウレンソウ		H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町
カキナ		H23.3.21～4.27解除: 全域
		H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市
		H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、塙谷町、高根沢町、那須町
原木シイタケ(露地栽培)		H24.4.10～H28.7.3～: 那須塩原市、芳賀町
		H24.4.11～: 益子町
		H24.4.11～H27.2.20～: 那須塩原市、白光市、大田原市
		H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、市貝町
		H24.4.15～H27.2.20～: 那須塩原市、茂木町、那須町
		H24.4.15～H27.2.20～: 那須塩原市(那須舟町を除く。)、壬生町
		H24.2.18～H28.10.24～: 那須塩原市
		H24.2.18～H28.10.23～: 矢板市
		H24.4.10～: 那須町
原木シイタケ(施設栽培)		H24.4.10～H28.8.28～: 那須塩原市: 大田原市
		H24.5.29～H28.8.28～: 那須塩原市: さくら市
		H24.6.4～H28.4.17～: 那須塩原市: 鹿沼市
		H24.6.28～: 壬生町
		H24.11.28～H28.10.24～: 那須塩原市: 日光市
		H24.11.17～: 鹿沼市、矢板市
		H24.11.18～: 大田原市、那須塩原市
		H23.11.14～: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
原木クリタケ(露地栽培)		H24.11.15～: 宇都宮市
		H24.11.18～: 塙谷町
		H24.11.18～: 壬生町
原木ナメコ(露地栽培)		H23.11.14～: 那須塩原市、日光市
		H24.10.4～: 矢板市
		H24.10.16～: 那須町
		H24.10.25～: 佐野市
		H24.11.12～: 鹿沼市
		H24.11.12～: 壬生町
		H24.12.11～: 大田原市
		H24.4.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、塙谷町、那須町
		H24.4.3～: 鹿沼市
		H24.4.17～: 矢板市
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.4.15～: 那須塩原市、茂木町
たけのこ		H24.4.15～: 那須塩原市、芳賀町
(さもてつ(こごみ)(野生のものに限る。)		H24.4.1～: 大田原市、那須町
こしあぶら(野生のものに限る。)		H24.5.1～: さくら市
さんしょう(野生のものに限る。)		H24.5.1～: 那須塩原市
せんまい(野生のものに限る。)		H24.5.1～: 大田原市、那須町
たらのめ(野生のものに限る。)		H24.4.27～: 大田原市、矢板市
わらび(野生のものに限る。)		H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市
クリ		H24.9.14～: 那須塩原市、那須町
		H24.9.18～: 大田原市

* [] の箇所は、出荷制限の対象

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。 H24.5.30～H24.2.25解除: 荒井川(支流を含む。) H24.5.30～H25.1.23解除: 武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)
	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25～: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛の肉を除く。)
肉	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.5～: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市
その他	茶	H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域
		H24.9.25～: 稲田町、東吾妻町、嬬恋村
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.10～: 高山村 H24.10.10～: 安中市 H24.10.23～: 長野原町 H24.11.18～: みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除: 薄根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除: 小川町(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8～H24.11.9解除: 那珂川のうち川俣川の上流(支流を含む。)
		H24.9.12～: 金城(24.9.8～H25.3.28解除)
	イノシシの肉	H24.10.10～: 金城
肉	クマの肉	H24.9.10～: 金城
	シカの肉	H24.11.14～: 金城
その他	ヤマドリの肉	H28.1.23～: 金城
	茶	H23.6.30～H24.5.26解除: 藤生市 H23.6.30～H25.6.7解除: 津川市
埼玉県		出荷制限
農産物		H24.10.18～: 桶川町、皆野町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.5～: 海老山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市、香取市、多古町
	シニギナ、サンガニサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市
	ハゼリ	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市
農産物	たけのこ	H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.5～H25.10.23解除: 埼玉市、栗原町 H24.4.11～H27.1.22解除: 柏市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市
		H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 芦山町
	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～: 我孫子市 H23.10.11～H28.10.14～: 鎌ケ谷市 H23.11.10～: 船橋市 H23.12.22～H28.10.14～: 佐倉市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市
	原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.16～H28.3.19～: 山武市 H24.1.14～H28.10.14～: 富津市 H24.6.16～H28.3.19～: 富津市 H24.11.14～H28.11.20～: 富津市 H24.12.14～H28.10.14～: 富津市
水産物	ダンブナ	H24.7.19～: 手賀沼及び手賀川に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	コイ	H25.7.3～: 手賀沼及び手賀川に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	ワナギ	H26.11.12～: 千葉県内の利根川のうち境川の下流(支流を含む。ただし、印旛海水機場及び印旛水門の上流、両継用水第一海水機場の下流、八路川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
	肉	H24.11.5～H25.1.18～: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～9.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 愛川町、津川町 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 湘南原町
新潟県		出荷制限
農産物	肉	カマの肉 H24.11.5～: 金城(佐渡市及び県島津村を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴子町
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 鹿井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小鹿町、南牧村 H24.10.11～: 佐久市 H25.10.1～: 小鹿町 H26.5.21～: 長野市、熊沢沢町 H26.5.28～: 中野市、野沢温泉村
	こしあぶら	
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町 H25.10.3～: 富士宮市、富士市 H26.10.7～: 褐脣市

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成27年4月24日現在

福島県		摂取制限
H23.3.23～ 下記の地域以外		
H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村		
H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村		
H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)		
非球形葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		
H23.3.23～6.1解除: 都山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村		
H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村		
H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
H23.3.21～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
H23.3.23～ 下記の地域以外		
H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村		
H23.3.23～5.4解除: 都山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、玉川村、平田村		
結球性葉菜類(キャベツ等)		
H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村		
H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)		
野菜		
H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
H23.3.21～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
H23.3.23～ 下記の地域以外		
H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)		
H23.3.23～5.4解除: いわき市		
H23.3.23～5.11解除: 都山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、玉川村、平田村		
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)		
H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町		
H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村		
H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
H23.3.21～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
原木しいたけ(露地)		
H23.4.13～: 飯館村		
H23.9.6～: 棚倉町(※菌根菌に関する野生キノコに限る)		
キノコ類(野生のものに限る。)		
H23.9.15～: いわき市、棚倉町		
H23.9.20～: 南相馬市		
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除: 全域
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、椿葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象